

海田町告示第5号

海田町物価高騰対応くらし応援金事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月1日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町物価高騰対応くらし応援金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「『強い経済』を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）」に基づき、食料品価格等の物価高騰による影響を受けた生活者を支援するため、海田町物価高騰対応くらし応援金事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、海田町物価高騰対応くらし応援金（以下「応援金」という。）とは、前条の目的を達するために、海田町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者及び受給権者)

第3条 応援金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 基準日以前に出生した者で、基準日以後に町の住民基本台帳に記録された者（戸籍法（昭和22年法律第224号）第49条第1項の規定による期限内に届出があった者に限る。）
- (3) 基準日以前に転入した者で、基準日以後に町の住民基本台帳に記録された者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による期限内に届出があった者に限る。）

2 応援金の受給権者（以下「受給権者」という。）は、支給対象者が属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合

は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とし、他の世帯構成者がいない場合には、町長が相続人その他の者のうちから適当と認める者を受給権者としてすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由として避難している場合の取扱いについては、別記のとおりとする。

4 前2項の規定により難い特別の事情がある場合は、町長が認める者を受給権者としてすることができる。

(支給額)

第4条 応援金の支給額は、支給対象者1人につき8千円とする。

(支給の通知)

第5条 町長は、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯の世帯主であって、町が保有する口座情報又は公金受取口座情報により口座情報を取得できた者に対し、海田町物価高騰対応くらし応援金支給通知書(別記様式第1号)(以下「通知書」という。)を送付し応援金の対象となる要件を満たしていること及び受給の意向を確認したうえで、応援金の支給を決定する。

2 前項による受給権者は、通知書を受けた際、登録口座の変更又は応援金の受給辞退を申し出ることができる。

3 町長は、前項の申出を受けたときは、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 通知書に記載された登録口座を変更する場合 海田町物価高騰対応くらし応援金支給確認書(別記様式第2号)(以下「確認書」という。)

(2) 応援金の受給を辞退する場合 海田町物価高騰対応くらし応援金受給辞退届(別記様式第3号)

4 町長は、令和8年3月25日までに第2項による申出がないときは、速やかに支給を決定し、応援金を支給するものとする。

(支給の確認)

第6条 前条第1項に該当する者のほか応援金の支給を受けようとする者は、確認書を提出するものとする。

2 確認書の提出に当たって、受給権者は、公的身分証明書の写し、振込先金融機関口座を確認できる書類の写し等を提出すること等により、受給権者本人であることを証するものとする。

3 確認書の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第4号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号から第3号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送方式 受給権者が確認書等を郵送により町に提出し、町が受給権者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより支給する方式
- (2) 電子申請方式 受給権者が確認書等を電子申請により町に提出し、町が受給権者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより支給する方式
- (3) 窓口方式 受給権者が確認書等を町の窓口に出し、町が受給権者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより支給する方式
- (4) 窓口現金受領方式 受給権者が確認書を郵送により、又は町の窓口に出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 町長は、受給権者から海田町物価高騰対応くらし応援金支給確認書送付先変更届（別記様式第4号）（以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された住所に確認書を送付するものとする。

5 変更届の提出に当たって、受給権者は、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、受給権者本人であることを証するものとする。

（代理による確認書等の提出）

第7条 受給権者に代わり、代理人として前条第1項の規定による確認書の提出を行うことのできる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人等）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認めるもの

2 代理人が確認書等を提出するときは、委任欄に代理人氏名等の記載を要するものとする。この場合において、町長は公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町長は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、町長が別に定める方式により、代理権を確認するものとする。

（確認書受付開始日及び確認書提出期限）

第8条 確認書の提出受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和8年5月29日とする。

3 前項の提出期限については、窓口を持参又は電子申請する場合は、提出期限日の午後5時15分まで、郵送により提出する場合は、提出期限日の消印があるものまでは受理することができるものとする。

(支給決定及び支給)

第9条 町長は、第6条の規定により提出された確認書を受け取った場合には、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、海田町物価高騰対応くらし支給決定通知書(別記様式第5号)により当該受給権者(その代理人を含む。)に通知するとともに応援金を支給する。

(応援金の支給等に関する周知等)

第10条 町長は、事業の実施に当たり、支給対象者、受給権者、代理人の範囲、確認書等の提出方法及び受付開始日等の事業の概要等について、町公式ウェブサイトその他の方法により町民への周知に努めるものとする。

(確認書未提出等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出が行われなかった場合、受給権者が応援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。ただし、第5条第1項の規定により支給の通知を受けた者については、この限りでない。

2 町長は、確認書等に不備がある場合には、受給権者に令和8年5月29日までの期間を定めて内容の補正を求めるものとし、当該期間までに補正を行わない場合は、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けた者がいるときは、既に支給を受けた応援金の返還を求める。

2 町長は、応援金の支給後に支給要件を満たさないことが判明した場合その他誤支給があった場合は、支給した応援金の全部又は一部の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2 町長は、応援金の支給に係る台帳の作成及び管理その他必要な事務を、町長が定める方法により行うものとする。

3 町長は、応援金の支給事務の一部を、適切な管理の下で第三者に委託することができる。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

別記（第3条関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）及びその同伴者が、本町の住民基本台帳に記録されておらず、かつ、基準日時点で本町に生活の拠点を有していることが確認できる場合、当該申出者及びその同伴者を支給対象者と、当該申出者を受給権者として、応援金を支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であること。

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者で、自宅には帰ることができない事情を抱えていること。

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、アからエに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定に基づく接近禁止命令等又は同法第10条の2の規定に基づく退去等命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力支援担当部署）又は行政機関若しくは関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した申出受理書等も同様のものとして取り扱うものとする。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象

となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。